大野城市地方公共団体実行計画 (事務事業編)

~第3次まどかエコ・オフィスプラン~ (概要版)

## 第1章 基本的事項

## 計画の背景

- ・大野城市は、環境基本計画・地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し「カーボン ニュートラル」に向けた歩みを進めています。
- ・市の事務事業で排出される温室効果ガスを積極的に削減するため、第3次まどかエコ・ オフィスプランを策定します。

## 計画の期間

- ・計画の期間は、令和6 (2024) 年度~令和12 (2030) 年度までの7年間とします。
- ・また、令和6 (2024) 年度~令和8 (2026) 年度までの経過を踏まえ令和9 (2027) 年度中に中間見直しを行います。

## 計画の範囲(対象とする施設)

・第2次計画で計画の範囲としていた「市が直接管理する施設」に「市が管理・運営・業務などを外部委託している施設」を加えて、行政施設、社会教育系施設、小中学校施設、福祉施設、市民文化系施設など、市が所有する施設の全てを計画の範囲とします。

## 対象とする温室効果ガス

・二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の3種類を対象とします。

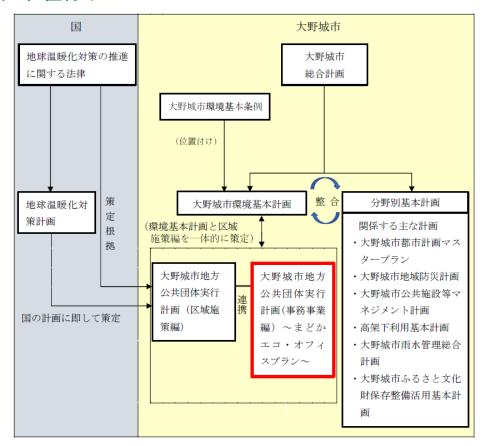
## 第2章 大野城市の概況

## 市域の温室効果ガス排出量

・市域の温室効果ガス排出量は、令和元(2019)年度までは減少傾向でしたが、令和2(2020)年度に増加に転じました。その要因は、産業部門の生産活動活性化や福岡県全体で業務部門のエネルギー需要が増加したことによると思われます。



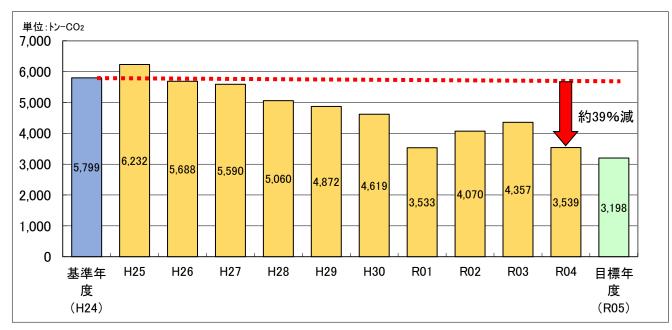
## 計画の位置付け



# 第3章 取組の状況

## 温室効果ガス排出量の推移

市が直接管理する施設(Aグループ)を計画の範囲とした前計画の温室効果ガス排出量は、目標の平成24(2012)年度比4.8%を大きく上回る約39%の削減を達成しました。



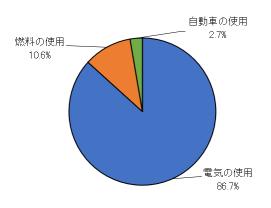
温室効果ガス排出量の推移

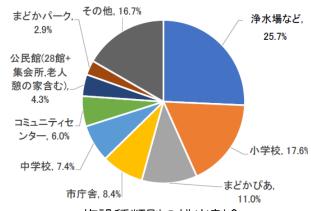
# 第4章 温室効果ガスの排出状況

## 基準年度と温室効果ガスの排出状況

基準年度である平成25 (2013) 年度における本市の事務事業全体からの温室効果ガスの排出量は、9,228以-C02です。

温室効果ガスの排出要因別排出割合と、施設種類別の排出割合は以下のとおりです。





温室効果ガスの排出要因別排出割合

施設種類別の排出割合

# 第5章 温室効果ガスの削減目標

大野城市の事務事業における削減目標

令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を

平成25(2013)年度比で50%以上削減します。

現状推計(追加的な削減対策を行わない場合)での令和12(2030)年度における温室効果ガスの排出量は5,351~CO2と見込まれます。令和6(2024)年度以降は温室効果ガスの排出量が増加傾向となるため、目標の達成には737~CO2以上の削減が必要です。



温室効果ガス排出量の推移と削減目標

#### 年度別温室効果ガス削減目標

(単位 トン-CO2)

		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
現状推計排出量		4, 993	5, 195	5, 286	5, 286	5, 351	5, 351	5, 351
削減	現況推計比	△180	△313	△473	△564	△728	△737	△737
目標	基準年度比	△4, 415	△4, 346	△4, 415	△4, 506	△4, 605	△4, 614	△4,614
削減対策後排出量		4, 813	4, 882	4, 8813	4, 722	4, 623	4, 614	4, 614

## 項目別の削減目標

- 1 庁用車の脱炭素化
- (1) 庁用車に使用する化石燃料(ガソリン)の削減 基準年度(2013年度)のガソリン使用量35,068Lを令和12(2030)年度までに 45%(15,828L)以上削減する。

取組の概要	令和12年度推計	基準年度比の削	基準年度比のCO2
	比の削減量	減量	削減量
エコドライブの徹底、EV庁用車の導入など	18, 260L	15, 828L	39トン―C02

(2) 庁用車に使用する化石燃料(軽油)の削減基準年度の軽油使用量58,890Lを令和12(2030)年度までに26%(15,330L)以上削減する。

取組の概要	令和12年度推計比	基準年度比の削	基準年度比のCO2削
	の削減量	減量	減量
エコドライブの徹底、コミュニティバスの効 率的な運航など	14, 730L	15, 330L	43トン―C02

## 取組による温室効果ガスの削減見込み 基準年度比 82 トン-C02 以上

## 2 公共施設の省エネ化

#### (1) 電気使用量の削減

令和12(2030) 年度の電気使用量を、基準年度の電気使用量13,064,139kWhの1.2% 増となる13,220,900 kWh以下に抑制する。

取組の概要	令和12年度推計 比の削減量	基準年度比の 削減量	基準年度比のCO2 削減量	
換気の適正化、省エネの励行など	132, 860kWh	+156, 761kWh		
施設整備(空調・LED改修など)	352, 300kWh		<b>※4</b> , 082トンーC02	
市庁舎ZEB Oriented化など	352, 140kWh			
太陽光発電設備整備	357, 100kWh			
슴 計	1, 194, 400kWh	+156, 761kWh		

<sup>※</sup>電気使用量は増加するが、1kWh 当りの CO2 排出量が少なくなるため、基準年度に比べ CO2 排出量は減少する。

#### (2) 都市ガス使用量の削減

基準年度の都市ガス使用量162,367N㎡を令和12(2030)年度までに10%(16,277N㎡)以上削減する。

取組の概要	令和12年度推計 比の削減量	基準年度比の 削減量	基準年度比のCO2 削減量
学校教室換気適正化、省エネの励行など	3, 650Nm³	2, 357 <b>N</b> ㎡	
市庁舎ZEB Oriented化など	21, 550Nm³	13, 920Nm³	47トン-C02
숌 計	25, 200Nm³	16, 277Nm³	

#### (3) LPガス使用量の削減

基準年度のLPガス使用量54, 274㎡を令和12 (2030) 年度までに2.5% (1, 404㎡) 以上削減する。

取組の概要	令和12年度推計	基準年度比の	基準年度比のCO2
	比の削減量	削減量	削減量
省エネの徹底	650 m²	1, 404 m³	10トン-002

#### (4) 灯油使用量の削減

基準年度の灯油使用量99,605Lを令和12 (2030) 年度までに53%(52,825L) 以上削減する。

取組の概要	令和12年度推計	基準年度比の	基準年度比のCO2
	比の削減量	削減量	削減量
すこやか交流プラザ空調運用適正化など	5, 740L	52, 825L	133トン-002

### (5) 省エネルギー型機器の導入

- ・機器の省エネモード設定などにより、待機電力及び使用時の節電を行う
- ・エネルギー消費の多いパソコン、OA機器を省エネルギー型に切り替える

取組による温室効果ガスの削減見込み 基準年度比 4,272 トン-002 以上

### 3 再生可能エネルギーの導入

#### (1) 太陽光発電設備の導入

令和12(2030)年度までに、市が所有する建築物及び土地のうち、太陽光発電設備が 設置可能な物件の50%以上に太陽光発電設備を導入する。

#### (2) グリーン電力の使用

令和12(2030)年度までに市の事務事業で使用する電力の60%以上を発電時に温室効果ガスを発生しないグリーン電力に変更することを目指す。

取組による温室効果ガスの削減見込み 基準年度比 2,350 トン-002 以上

※ 太陽光発電設備の導入による CO2 削減量を含まない。(電気使用量の削減に計上のため。)

# 第6章 温室効果ガス削減のための取組

## ソフト面での取組

区分	取組
省エネ・節電の徹底	①室内の温度管理を徹底する(冷房28℃、暖房17~20℃) ②夏季のエアコンの運転基準は、暑さ指数25以上、気温28℃以上とする ③エコスタイルを実施する ④ファンコイルユニット(空調室内機)の使用を控える ⑤パソコンのモニタの電源OFF設定を徹底する ⑥照明の管理を徹底する ⑦エレベーターの使用を制限する ⑧コピー機の節電モードを徹底する ⑨エコデー(ノー残業デー)を徹底する
エコドライブなど	①発進時はふんわりアクセルを実践する ②アイドリングストップを実践する ③エアコンの使用を控えめにする ④自転車を積極的に活用する ⑤公共交通機関を利用する ⑥WEB会議を積極的に活用し、移動の機会を削減する

## ハード面での取組

区分	内容
行政施設	・太陽光発電システムの増設 ・蓄電池の増設 ・市庁舎ZEB化改修 ・軽四輪庁用車22台を電動車に更新(カーシェアを含む) ・普通四輪庁用車1台を電動車に更新(カーシェア用) ・電動車用充電設備の整備 ・市庁舎、すこやか交流プラザの使用電力を100%グリーン電力とする ・省エネ機器の率先導入
市民文化系施設	<ul> <li>・まどかびあ空調設備改修、LED化</li> <li>・まどかびあの使用電力を100%グリーン電力とする</li> <li>・まどかびあ以外の施設は、2030年度までに使用する電力の40%をグリーン電力とすることを検討</li> <li>・東コミュニティセンターLED化</li> <li>・北コミュニティセンター空調設備改修、LED化</li> <li>・各コミュニティセンターのZEB化の検討</li> </ul>

区分	内容
社 会 教 育 系施設	<ul> <li>・心のふるさと館の使用電力を100%グリーン電力とする</li> <li>・心のふるさと館以外の施設は、2030年度までに使用する電力の40%をグリーン電力とすることを検討</li> <li>・公民館への太陽光発電設備、蓄電池の導入</li> <li>・公民館12か所(南ケ丘1区、南ケ丘2区、つつじケ丘区、上大利区、東大利区、中大利区、釜蓋区、中区、乙金台区、乙金東区、大池区、仲島区)の空調設備改修及びLED化</li> <li>・集会所3か所(瑞穂町、白木原、中)の空調設備改修及びLED化</li> </ul>
社会体育施設	<ul> <li>総合体育館空調設備改修、LED化</li> <li>相撲場LED化</li> <li>総合公園多目的グラウンド夜間照明LED化</li> <li>・総合公園テニスコート夜間照明LED化</li> <li>・小中学校7か所(大野東中学校、大利中学校、大野南小学校、大利小学校、大野東小学校、平野小学校、御笠の森小学校)のグラウンド夜間照明LED化</li> <li>・赤坂テニスコート管理棟空調設備改修、LED化</li> <li>・旭ケ丘テニスコート管理棟LED化</li> <li>・令和12(2030)年度までに使用する電力の40%をグリーン電力とすることを検討</li> </ul>
小中学校施設	<ul><li>・小中学校への太陽光発電設備、蓄電池の導入</li><li>・令和12(2030)年度までに使用する電力の40%をグリーン電力とすることを検討</li></ul>
児童福祉施設	<ul> <li>大野小学校区留守家庭児童保育所空調設備改修、LED化</li> <li>大野南小学校区留守家庭児童保育所LED化</li> <li>大利小学校区留守家庭児童保育所空調設備改修、LED化</li> <li>御笠の森小学校区留守家庭児童保育所空調設備改修、LED化</li> <li>大城小学校区留守家庭児童保育所上ED化</li> <li>月の浦小学校区留守家庭児童保育所回調設備改修、LED化</li> <li>ラファミリー交流センター空調設備改修、LED化</li> <li>令和12(2030)年度までに使用する電力の40%をグリーン電力とすることを検討</li> </ul>
社 会 福 祉施設	<ul> <li>・老人憩の家11か所(牛頸区、南ケ丘1区、南ケ丘2区、つつじケ丘区、下大利区、瓦田区、中区、下筒井区、上筒井区、山田区、仲島区)の空調設備改修及びLED化</li> <li>・牛頸ダム記念館空調設備改修及びLED化</li> <li>・障がい者支援センター空調設備改修及びLED化</li> <li>・令和12(2030)年度までに使用する電力の40%をグリーン電力とすることを検討</li> </ul>

区分	内容
消防施設	・第5分団消防格納庫空調設備改修及びLED化
水道施設	<ul> <li>・軽四輪庁用車7台を電動車に更新</li> <li>・瓦田浄水場場内照明LED化</li> <li>・牛頸浄水場の浄水機能を瓦田浄水場へ統廃合</li> <li>・配水池の統廃合(10か所から7か所)</li> <li>・全ての水道施設は、令和12(2030)年度までに使用する電力の40%をグリーン電力とすることを検討</li> </ul>
その他施設	・ 錦町駐輪場照明のLED化

## その他の環境配慮

#### 1 ごみの減量化

事務事業の中で発生するごみの減量化・再資源化に努めます。この取組の推進により、 焼却やリサイクル時に消費するエネルギーや温室効果ガスの削減効果のほか資源の循環利 用などを推進します。

## 2 再生紙の使用、用紙類の使用量の削減

事務事業の中で多量に使用する用紙類の削減に努めます。この取組の推進により、ごみの減量化や森林資源の保全効果などが期待できます。

#### 3 節水の推進

事務事業の中で節水を推進します。この取組の推進により、浄水場や下水処理場において、水の浄化や下水処理時に消費するエネルギー・温室効果ガスの削減効果や水資源の保全効果などが期待できます。

#### 4 グリーン購入(物品の購入に関する取組)の促進

本市において製品やサービスを購入する際には、環境を考慮して、必要性をよく考え、 環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入基本原則」に沿っ て購入するものとします。

#### 5 意識の向上

本計画を有意義なものにするためには、職員の意識を向上させ、具体的行動へと結び付けていくことが重要となります。

## 第7章 計画の推進

## 推進体制

下記の組織により、全職員を挙げて本計画に掲げた目標の達成を目指します。

Plan (計画) Action (見直し)

#### エコ・オフィス推進会

- 計画の実施状況の評価
- ・計画の見直し
- 計画及び実施状況の公表
- ・推進方策の検討



事務局 (循環型社会推進課)

- ・調査票・報告書のとりまとめ
- ・関係者との連絡調整



調査票 報告書 の提出

## Do(実行) Check(点検)

# エコリーダー (各課長、各施設責任者など)

- ・計画の周知
- ・総排出量や職員の取組状況の点 検・報告

# エコサブリーダー (各課、施設職員代表)

・エコリーダーのサブとして計画の 率先実行



職員

・取組の実施

#### 1 エコ・オフィス推進会

まどかエコ・オフィスプランを推進するため、エコ・オフィス推進会を設置します。

#### エコ・オフィス推進会会員

	名    簿	
環境経済部長 ※会長	経営戦略課長 ※副会長	財産管理課長
コミュニティ文化課長	地域行政センター統括課長	心のふるさと館課長
こども・若者政策課長	子育て支援課長	福祉サービス課長
すこやか長寿課長	健康課長	循環型社会推進課長
公園街路課長	教育政策課長	教育振興課長
スポーツ課長	上下水道工務課長	議事課長

## 2 エコリーダー・エコサブリーダー

エコリーダーは各課の長又は責任者とし、エコサブリーダーは各課の長又は責任者が各 課の職員の中から指名した者とします。また、エコサブリーダーの人数は、組織の人員、 施設の規模に即した人数とします。

なお、指定管理施設においては、施設所管課のエコリーダーが指定管理者と協議のうえ、 指定管理施設ごとにエコサブリーダーを選任するものとします。

#### 3 事務局

推進の総合調整役として事務局を循環型社会推進課に設置します。

## 毎年の作業内容

#### 1 点検(Check)

- ・エコリーダーによる「まどかエコ・オフィスプラン実施目標」実施の月次報告、及び 所管する施設のエネルギー使用状況に関する月次報告
- ・事務局による報告の取りまとめ及びエコ・オフィス推進会への報告
- ・エコ・オフィス推進会による報告内容の点検と評価

## 2 見直し(Action)

- ・点検により見直しの必要が認められた場合は、エコ・オフィスプラン推進会において 見直しを行う
- ・見直しの内容が計画の変更を伴う場合は、変更した内容を公表する

### 3 実行(Do)

- ・推進会による計画の推進方策の検討
- ・エコリーダー、エコサブリーダー介した本計画の周知
- ・事務局による職員研修の実施

### 4 公表

・計画の実施状況に関する報告は、毎年度ホームページなどにより公表する